

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

5

No.239 | May. 2021

税金のはなし

—
最適な
贈与額とは？

スペシャリストの辻・本郷が強力サポート！

特 集

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の
社会の変化に対応する企業を支援する

補助金

〈社長の履歴書〉鈴茂器工株式会社 鈴木美奈子氏

〈労務のみらい〉コロナ禍と出向

〈ちょっと気になる相続のあれこれ〉コロナ禍での相続税調査



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

スペシャリストの
辻・本郷が強力サポート

〈第1弾〉

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の
社会の変化に対応する企業を支援する

補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業が苦戦しています。この状況を乗り切るために企業はさまざまな新しい取り組みを始めています。そして、国や地方公共団体は、企業の取り組みを支援するための「補助金」を展開しています。今回は、その中でも新分野展開や業態転換、事業・業種転換など思い切った取り組みに挑戦している企業を支援する「事業再構築補助金」をご紹介します。あなたの企業も対象かもしれません。ぜひご一読ください！

補助金
について
アドバイス
します！

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社
執行役員 企業支援本部長 金子 均
コンサルタント 坂本 美紀
コンサルタント 小谷中 一生

補助金とは

補助金とは、国または地方公共団体から特定の事業・産業や研究の育成・助長などのために交付されるもので、返済は不要です。該当する受給条件を満たしている必要があり、申請すれば必ず受給できるわけではありません。

補助金3つのポイント

- ①それぞれの補助金ごとに目的と仕組みがあります。
- ②補助を受けられるのは事業全部または一部の費用。
- ③補助の有無やその額については審査があります。

まずは、
補助金の
基本から！



「補助金」と「助成金」と「給付金」の違い

「補助金」と「助成金」と「給付金」は、いずれも返済義務がないことが共通点ですが、その目的や特徴が異なります。

	補助金	助成金	給付金
目的	特定の産業の育成や活性化など	雇用や労働環境改善など	損害や被害を被った場合の資金など
特徴	予算により上限が設けられ受給できない可能性もある	基準を満たしていれば受給できる可能性は高い	基準を満たしていれば受給できる可能性は高い

補助金申請のポイント

公募要項を確認

補助金はそれぞれの事業に応じて目的はさまざまです。審査があり採択されることが必要な場合も多くあるので、目的はしっかりと押さえましょう。

必要書類を揃える

審査においては申請書類が重要になります。必要事項をもれなく記載することはもちろん、略記ですませている事項も正しい表記で記載しましょう。

申請期限の厳守

書類不備で審査対象から外されることもあります。書類は慎重に確認し、早めに余裕をもって提出しましょう。

書類に
不備がないか
要チェック！



事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の

拡大など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業などの挑戦を支援しています。

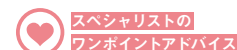
主要申請要件

①売上が減っている。

※申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

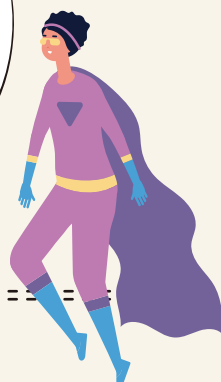
②事業再構築に取り組む。

③認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する。

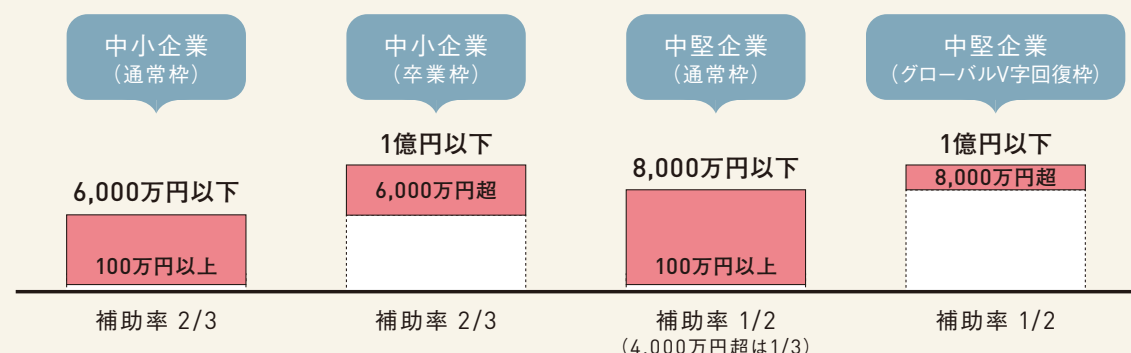


スペシャリストの
ワンポイントアドバイス

事業再構築の
指針に沿った事業計画の
策定が必要です！

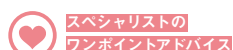


補助金額・補助率



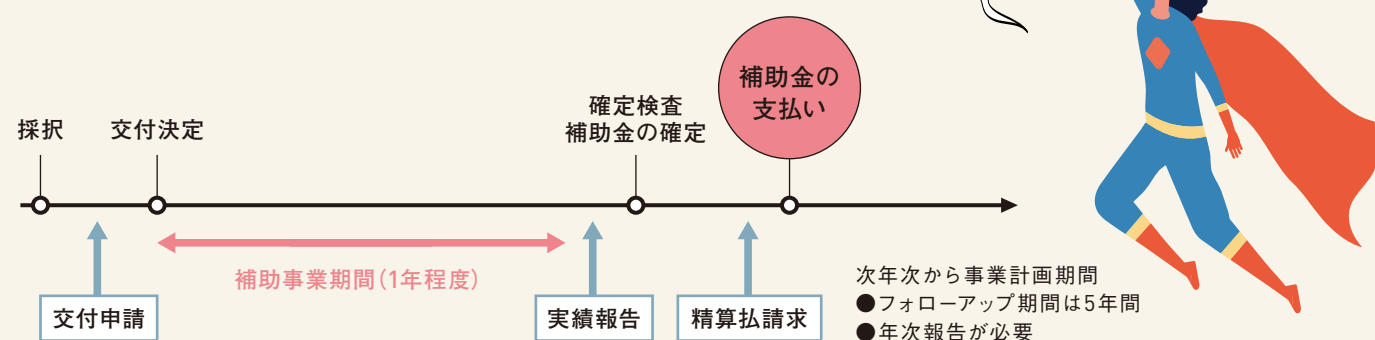
補助金支払いの流れ

補助金は、事業者による支出を確認した後に支払われます。補助金交付要綱などに基つき、用途はしっかりと確認することとなります。



スペシャリストの
ワンポイントアドバイス

原則、発注・購入契約などは採択後です。
補助金は後払いとなります！



対象となる事業再構築の事例

小売業



【コロナ前】ガソリン販売



【コロナ後】フィットネスジム

新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

建設業



【コロナ前】造園



【コロナ後】オートキャンプ場

自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

サービス業



【コロナ前】ヨガ教室



【コロナ後】オンライン教室

室内での密をさけるため、新たにオンライン形式での教室を運営。



スペシャリストの
ワンポイントアドバイス

この特例を受けるためには、事前申請が必要です。
工事着工、設備取得の2ヶ月前までにご相談ください！

事業再構築補助金を 申請された方におすすめ

地域未来投資促進税制

2023年3月31日までに設備投資を計画している企業が活用できる設備投資減税です。

中小企業経営強化税制

2023年3月31日までに設備投資を計画している資本金1億円以下の企業は税制メリットを受けられる可能性があります。

辻・本郷が
お手伝い！

辻・本郷では補助金申請サポートを行っています！

詳しい要件のご確認やその他の補助金のご相談は、
お気軽にお問い合わせください。

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 >>> info@ht-bc.jp



社長の履歴書

14

President's
Resume



社員1人ひとりが

輝ける企業を目指して。



辻・本郷 税理士法人が

お取引させていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、寿司ロボットのリーディングカンパニー
「鈴茂器工」の代表を務める鈴木美奈子さん。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

鈴茂器工株式会社
代表取締役社長

鈴木美奈子氏

社員を守りながら
企業を成長させる

1961年に、和菓子・洋菓子の製造機器メーカーとして創業した鈴茂器工株式会社。1981年には世界初となる寿司のシャリ玉を機械で握る寿司ロボットを開発し、外食・中食業界においては「SUZUMO」ブランドとして認知されています。代表取締役の鈴木美奈子さんは創業者の長女で2003年に入社し、2017年に社長に就任しました。

鈴木さんは、入社する前に創業者である父親が、何気ない会話の中で発した言葉に強い衝撃を受けたといいます。それは「社員を守れるのは、経営者である自分だけだ」というものです。社員を守りながら、企業を成長させ、社員みんなの幸せを作っていく。経営者としての責任の重さと社員に対する強い思いを心に刻みました。

社員1人ひとりと
真摯に向き合う

鈴木さんが目指す企業は「社員1人ひとりが輝ける企業」。ただ業績が上がればいいわけではなく、社員が充実感を持って働ける環境をつくることを大切にしています。そのために、鈴木さんはおよそ400名いる社員のすべての名

前と顔を把握しています。そして、社内ですれ違う時には、必ず目を見て、名前で話しかけ、コミュニケーションをとっています。また、社長と社員が気軽に対話することができるタウンホールミーティングを国内の全拠点を巡って行っています。顔を合わせながら行うフランクな話し合いを通じ、現場の声をひとつずつ集め、経営へとフィードバックしています（現在はコロナ禍のため対面の話し合いは取りやめています）。社員1人ひとりと向き合い、その多様性を受け止め、それを企業の力にしていく。鈴木さんの思いが企業の成長の礎となっています。

米飯食の文化を
世界に根づかせる

「2019年に企業としての新しいビジョンを打ち出しました。『食の“おいしい”や“温かい”を世界の人々へ』。寿司の大衆化を通じ

て、事業者だけではなく、個人の食生活の豊かさに貢献したい。そして、米飯食のおいしさを世界に拡大したい。そんな思いが込められています」

鈴木さんは国内だけでなく世界をターゲットにビジネス展開をしています。いかに米飯食の文化を世界に根づかせていくか。寿司の大衆化を実現したリーディングカンパニーの挑戦は続きます。

BIOGRAPHY

- ・2003年
鈴茂器工株式会社に入社
ジャスダック上場
- ・2007年
常務取締役に就任
- ・2016年
取締役副社長に就任
- ・2017年
代表取締役社長に就任（現任）
- ・2019年
中期経営計画「Growth 2025」を発表
- ・2021年
会社設立60周年

鈴茂器工株式会社

世界初の寿司ロボットを開発し、米飯加工ロボットにおいて国内外で高いシェアを占め、お寿司、おにぎり、丼ものなど、世界中の様々な食のシーンで幅広い米飯食の提供をサポートしている。ボタンを押すだけのライス盛付け機「Fuwarica（ふわりか）」

は、現在のコロナ禍においては衛生的な観点より、ホテルや社食などの新たな市場で注目を集めている。

<https://www.suzumo.co.jp/>
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北2-23-2
TEL.03-3993-1371(代)



労務の未来

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 鈴木 裕貴 〕

コロナ禍と出向

コロナ禍で出向が注目されています。政府は「産業雇用安定助成金」を創設し、出向の動きを後押ししています。

01. 出向の増大

最近、新型コロナウイルス感染症により航空需要が激減し、人材が余剰状態となった航空会社が家電量販店などに従業員を出向させているというニュースが報道されています。

新型コロナウイルス感染症による影響は業界ごとに異なりますから、不調の業界から好調の業界へ人材を移動させることは雇用政策的に望ましいものといえます。このことは政府が「産業雇用安定助成金」を創設し、出向にインセンティブを与えたことから裏付けられます。今回は出向とはどのようなものか、また、出向を命じるためにどのような要件を満たせばよいかを確認します。

02. 出向とは

「出向」とは、現在の使用者との労働契約関係を維持したまま、他の使用者の業務に従事することです。他の使用者の業務に従事するという点で、現在の使用者の別の業務に従事する「配転」とは異なります。また、現在の使用者との労働契約関係を維持したままという点で、現在の使用者との労働契約関係を終了させる「転籍」とも異なります。

03. 出向させるために

出向元から出向先に出向労働者に係る権利義務を移転する場合、「労働者の承諾」が必要となります（民法625条1項）。「労働者の承諾」が個別的なものでなければならないか、それとも包括的なものでよいかが問題となりますが、最高裁は、就業規則などの規定によって出向命令権が基礎づけられているという事情があれば包括的なものでよいとしています（新日本製鐵（日鐵運輸第2）事件・最判平成15・4・18労判847号14頁）。

また、出向命令が権利濫用にならないことも必要となります（労働契約法14条）。



今月のテーマ

最適な贈与額とは？

税理士が解説する

相続税と贈与税の税率【どっちが得なの？】

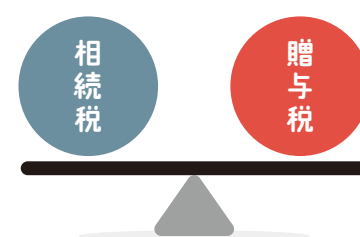


既に多くの方が暦年課税制度を活用して、基礎控除の110万円以内でコツコツと贈与をされているかと思いますが、『贈与税は高い！』とどこかで聞いたことがあり、110万円以上の贈与を躊躇している方もいらっしゃると思います。

たしかに贈与額が1,100万円以上のときは税率が45%（一般税率の場合）を超えるなど負担が大きくなることがありますが、相続税がかかりそうな場合は、生前贈与を上手に活用することで、相続税と贈与税の合計納税額を減らせる可能性があります。

相続税の試算をし、相続税の限界税率（相続税計算で適用される税率）より低い税率の贈与をすることで、将来支払わなければならない相続税が減少し、トータルの納税額が下がる場合があります。

相続贈与の一体課税の検討もされておりますので、まずは早めの相続税試算をお勧めいたします。



▶ 動画のポイント

- ① 贈与税制度の基礎について
- ② 生前贈与対策の検討の際の相続税との関係性を具体例で解説
- ③ 現金贈与をする際の注意点

動画で
わかる！

税金のはなし

山口 拓也

埼玉エリア
シニアパートナー

辻・本郷のYouTubeチャンネルを担当
趣味は釣りとマラソン

今月のテーマの
動画はこちらから！



関連動画も公開中！

▶ あなたにもできる!!

相続税の計算を実際にやってみよう!
〈 計算方法を解説 〉

▶ 間違えると大変!

〈 住宅取得資金贈与 〉の注意点

辻・本郷 税理士法人
YouTubeチャンネルの
視聴・登録はコチラ



あ 相 気 ち れ 続 に よ こ の っ れ の る と

木村信夫の

『コロナ禍での相続税調査』

1 簡易な接触

税務署は相続税の調査で、平成28年頃から簡易な接触を多く行っています。この「簡易な接触」とは、お尋ねの文書、電話による連絡または来署依頼による面接にて、申告漏れや計算誤り等がある申告を是正するなどの接触をすることをいいます。コロナ禍での最も効率のよい調査と言えるかもしれません。

この簡易な接触件数ですが、令和元事務年度（令和元年7月1日から令和2年6月30日）が8,632件（前年度が10,332件）、このうち申告漏れ等の間違いおよび回答等があった数は5,397件（前年度5,878件）で、この割合は62.5%（前年度56.9%）となっています。

「お尋ね文書」⇒「簡易な接触」⇒「税務調査」⇒「期限後申告または修正申告」の大きな流れにはなっているのではないかと推測されます。

2 お尋ねには二つある

お尋ね文書は二つあり、「相続税の申告等についてのご案内」は相続税の課税が見込まれる人に、「相続税についてのお知らせ」は相続税の申告義務が生じる可能性がある人に、それぞれ送付されます。

送付される対象は、KSK（国税総合管理システム）の中に入っている申告案内対象事案に係る相続人等となっています。毎年提出している支払調書から、過去の役員報酬、退職金、土地の譲渡、株の譲渡をした人の情報が入っており、その中から相続対象となる人を選んでいるのではないかと考えられます。

納税者との対面税務調査が難しいコロナ禍で、かなりの数のお尋ね文書がでているようです。

3 安易にお尋ね文書に回答すると…

税理士に頼むのが面倒、お金がかかる等の理由から自分で安易に回答してしまう相続人もいます。亡くなった父親名義の財産だけを相続人がお尋ね文書に書いて、税務署とトラブルになっているケースがあります。特に名義預金等の計上漏れが多いようです。

贈与された財産なのか勝手に移動した財産なのかは税理士でもなかなか判断に迷うケースもあります。

やはり相続専門の税理士に依頼した方が安心です！

（参考資料）週刊税務通信No3425、No3426



#15

生産性向上術

脱ハンコ！『電子契約』



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

最近話題となっている電子契約についてお話します。
働き方改革やテレワークを推進するうえで障害となっている押印慣行について押印に代わって『電子契約』の活用が話題になっていますよね。



えびちゃん

押印するために出社が必要なんてニュースになっていたわ。うちの会社も押印ルールの見直しをしないとイケないわね。

電子化に変えるだけでかなりのメリットが出ますよ！



えびちゃん



相談者

工数がかなり減って時間短縮になるわね！

メリットはそれだけではありません。他にも、印紙や郵送代などの【コスト削減】、クラウド上で管理するので履歴などの確認も簡単。紛失・更新漏れも防げますね。

		紙契約	電子契約
形	式	紙の書類	電子データ
製	本	必要	不要
印	紙	必要	不要
押	印	印鑑と印影	電子署名・タイムスタンプ
送	付	郵送	インターネット通信
保	管	保管スペース必要	クラウドサーバー



えびちゃん



相談者

私たちが導入したら取引先にも影響はあるのかしら？

はい、導入する際は取引先にも同意してもらう必要がありますよ。書面での契約を希望されたら、従来通りの紙での契約が必要です。また、電子契約の送付はインターネット通信を利用します。メール受信の見落とし等、最初のやり取りはサポートが必要です。詳しくは、下記までご連絡ください！



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ
海老原（えびちゃん）まで ☎ a.ebihara@ht-tax.or.jp



社・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 17

長野事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。
第17回目となる今回は、長野事務所からのレポートです。



長野事務所は昨年の8月に旧事務所からの引っ越し移転が完了し、9月からJR長野駅東口より徒歩3分程度の好立地に事務所を構えております。職員は8名おり、女性が半数以上の6名で、年齢層の幅が広く、ベテランから若手まで活躍している事務所です。移転後は長野駅前近くなったこともあり、打ち合わせついでに買い物をして帰るお客様も多く、事務所までご来社されるお客様が非常に多い事務所となっております。

現在はコロナ禍による状況を踏まえ、職員の体調

にも十分配慮しながら会議室に飛沫防止パネルを設置するなど万全の衛生環境の整備にも日々取り組んでおります。今後も職員みんなで意見を出し合いながら働きやすい環境を目指してまいります。

長野事務所としては法人顧問業務を核としながらも相続税申告や事業承継業務など多種多様な業務も徐々に増えている現状であり、今後も職員一丸となってお客様・職員の繁栄・成長を願って、日々邁進してまいります。



長野事務所 所長

青柳 淳行

平成26年1月 社・本郷 税理士法人入社。
法人顧問・相続業務を担当。近年は、事業承継業務や個人・法人のコンサル業務等、自らの専門業務にとらわれないことをモットーとしており、昨年9月の事務所移転から所長に就任。

あなたの考える長野の魅力とは？

長野市は、県の北信地方に位置し、県庁所在地でもあり、善光寺の門前町として古くから栄えてきた街です。城下町松代、川中島合戦など歴史深い史跡や、伝説の神話が残る聖地戸隠神社、飯綱高原など見所も多く、少し足を延ばすと天気の良い日には、3,000メートル級の北アルプス連峰が綺麗に見えます。

1998年には長野冬季オリンピックが開催され、新幹線や高速道路が開通して、首都圏からもとても近くなりました。春の山菜採りやお花見、夏の森林浴、秋の紅葉温泉旅行、冬のアクティビティetc. 信州に自然を満喫しに足を運んでみませんか。

④ 長野事務所

〒380-0921
長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階
TEL.026-291-6066



STAFF RECOMMEND



社・本郷では、お客さまとスタッフの安心・安全のために、徹底して感染予防対策に取り組んでいます。



善光寺は一生に一度お参りするだけで極楽往生が叶うと言われ、7年に一度の御開帳は大変賑わいます。(上條)



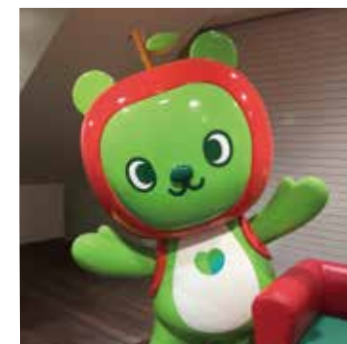
冬の寒いときに温泉に浸かる地獄谷野猿公苑「スノーモンキー」は、観光客のすぐ近くを通ります。(上條)



湯田中渋温泉は源泉100%かけ流し。泉質が温泉ごとに異なる9つの外湯めぐりが楽しめます。(傳田)



長野冬季オリンピック会場のホワイトリングでは、プロバスケットチーム信州ブレイブウォリアーズの試合も行われています。(竹内)



ゆるキャラグランプリ2019(ご当地部門)で優勝したアルクマちゃんです。(清水)

Tsui Hongo News

辻・本郷オンラインセミナー

◎お問い合わせ: メール consuldiv@ht-tax.or.jp 電話 0120-730-706

※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。予めご了承ください。

セミナー一覧・お申し込み

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>



『安積が解説 税理士が悩んだ税務事例6選』

参加費: ¥5,000

【視聴可能期間】2021年5月13日(木) 12:00～5月19日(水) 23:59

※講演時間は約90分となります。

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

注目セミナー

『税理士のための相続コーディネート力』

各回お申し込み: ¥5,000
一括お申し込み: ¥8,000

【第一回】相続の専門家に聞く! 税理士が身につけるべき力

【視聴可能期間】2021年5月18日(火) 12:00～5月31日(月) 23:59

※講演時間は約60分となります。

【第二回】遺産分割協議における節税戦略

【視聴可能期間】2021年5月25日(火) 12:00～5月31日(月) 23:59

※講演時間は約60分となります。

◎講師: 税理士法人レディング 代表税理士 公認会計士 税理士 木下 勇人 先生



木下 勇人 先生

『ワンマンから抜け出そう! 社長がいなくても回る強い組織/仕組み作りのコツ』

参加費: 無料

【視聴可能期間】2021年5月27日(木) 12:00～6月2日(水) 23:59

※講演時間は約60分となります。

◎講師: 株式会社ウェイビー 代表取締役社長 伊藤 健太 先生

相続セミナー ※ご来場いただく会場セミナーとなります。

お申し込み・お問い合わせは各事務所まで

『自民党税調からみる相続税・贈与税一体課税の大きな流れ【座談会】』

座談会14:00～/相談会15:00～ 参加費無料

◎登壇者: (沖縄・札幌) 辻・本郷 税理士法人 副理事長 税理士 木村 信夫 他
(新潟) 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 山口 拓也 他

新潟 | 5月11日(火) ◎会場: 新潟日報メディアシップ ナレッジルームA
◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

沖縄 | 5月13日(木) ◎会場: 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
◎詳細: 沖縄事務所 098-941-3230

札幌 | 5月26日(水) ◎会場: かでる2・7 510会議室
◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031



IT導入補助金 2021

中小企業・小規模事業者のITツールを活用した、コロナ対策、テレワーク対応、業務効率化の取り組みを補助します。

IT導入補助金は、
豊富な実績を有する

辻・本郷 IT コンサルティング

にお任せください!



申請の
ポイント

「低感染リスク型ビジネス類型」は、複数のプロセス(販売管理と労務等)を非対面化・連携するITツールの導入となります。

「テレワーク対応類型」は、生産性向上のために、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入となります。

・主な IT ツールの対象範囲 例・

クラウド会計
経費精算
ワークフロー

給与計算
人事管理
勤怠管理

債権債務
販売管理
顧客管理

EC サイト
電子契約
電子取引

RPA
CTI
Web 会議

事業類型	通常枠		低感染リスク型ビジネス枠	
	A	B	C 低感染リスク型ビジネス類型	D テレワーク対応類型
補助上限額・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円以下	30万円～450万円以下	30万円～150万円以下
補助率	1/2 以内		2/3 以内	
補助対象経費	バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費が対象			
交付申請期間	1次締切：5月14日（金） 2次締切：7月中 （7月以降の締切については申請状況を踏まえて設定される予定）			
対象事業者	中小企業・小規模事業者等			
対象製品	業務プロセスのうち下記のいずれかより A：1つ以上、B：4つ以上、C・D：2つ以上を有するソフトウェア等の導入が必須です。 ①顧客対応・販売支援 ②決済・債権債務・資金回収管理 ③調達・供給・在庫・物流 ④会計・財務・経営 ⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情システム ⑥業種固有プロセス ⑦汎用・自動化・分析ツール			

(注意事項) ● 対象の事業者・ITツール(当社の登録した製品)の詳細は、IT導入補助金2021のウェブサイト (<https://www.it-hojokin.jp/>) をご確認ください。
● 交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始する必要があります。
● 事業実施効果報告を原則3年間行う必要があります。
● 事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等が加算要件(一部事業者等については申請要件)です。

お問い合わせ
担当: 松山/喜多村



03-5323-3797
【受付時間】10:00～11:50、13:00～17:00
※ 土日・祝日・年末年始除く



it-hojokin@ht-tax.or.jp



辻・本郷 IT コンサルティング株式会社
HONGO TSUJI IT CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-1-6 JR 新宿ミライナタワー 28 階
<https://www.ht-itc.net/>

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口事務所	〒332-0017 埼玉県川口市栄町3-10-3 みどりビルディング4階 TEL.050-3612-3341
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
千葉事務所	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階 TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
蒲田事務所	〒144-0051 東京都大田区西蒲田7-44-7 西蒲田T・Oビル5階 TEL.050-3612-3342
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301 (代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
府中事務所	〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階 TEL.050-3612-3340
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
センター南事務所	〒224-0032 神奈川県横浜市中区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階 TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階 TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入道谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

